

国住指第 2909 号  
平成 27 年 11 月 17 日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

マンション等の基礎工事に関する相談対応について（協力依頼）

横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに関する問題を受けて、マンション等の基礎工事に関する住宅所有者等からの相談について、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは電話相談窓口を増強するとともに、相談できる専門家・団体を紹介しているところです。

建築物の安全に対する国民の不安払拭に万全を期するためには、専門家である建築士及び建築士事務所による相談、現地調査の実施等による支援の充実が必要であり、貴会及び貴会傘下の各団体におかれましては、下記のとおり、住宅リフォーム・紛争処理支援センターと連携して、相談対応にご協力いただくようお願いいたします。

#### 記

1. 既存の相談窓口を活用する等により、建築物の安全性に関する国民からの相談に対し、専門家である建築士及び建築士事務所による電話や対面による対応、現地調査の実施などの方法により、積極的かつ誠実に対応すること。
2. 各地域において、専門知識を有する建築士を確保・配置するなど、相談に適切に対応できる相談体制の整備・充実に努めること。

以上